

## 第14章 国際規制活動

### 14-1 国際規制活動の課題

国際的調整の場—担当者間の直接的接触の場、各国間の情報共有のメカニズム  
フォーラム・ショッピング

国際レベルで規制を調和化するのか、各国や地域における差異を持続させるのか  
地域的条件等の差異

科学的不確実性

リスク・トレード・オフに関する政策判断

経済的利益—「頂上への収斂 (Trading up)」「底辺への競争」「聖職者と密輸入の同盟」

政府レベルの国際規制活動を行うのか、非政府レベルの国際規制活動を行うのか

迅速性・柔軟性の確保、代表性・正当性の問題、特定グループによるキャプチャー問題

政府組織の役割と非政府組織の役割を組み合わせる場合

### 14-2 国際規制の調整枠組・運用とフォーラム・ショッピング—国際コミュニケーション規制の場合

(1) ITUの連邦的構造

(2) 国際標準化活動における調整枠組と運用—政府レベルと非政府レベル

政府レベルでの国際標準化活動の調整枠組み：ITU 国際諮問委員会

勧告という公示形式

タイミングという戦略的要因

「事実上の標準」

技術が未成熟な段階で特定技術にロックインしてしまうという問題

非政府レベルでの国際標準化活動の調整枠組み：ISO、IEC cf. 幹事国制度

(3) 近年の国際コミュニケーション規制活動におけるフォーラム・ショッピング—インターネットと電子商取引

1) インターネット規制

IETF (Internet Engineering Task Force)

ICANN (Internet Corporation for the Assignment of Names and Numbers)

ITU

2) 電子商取引の領域

GBDe (Global Business Dialogue on electric commerce)

TABD (Trans-Atlantic Business Dialogue)

TACD (Trans-Atlantic Consumer Dialogue)

OECD cf. パブリック・ボイス会合

(4) サイバーセキュリティ

2003・2005年：世界情報社会サミット (World Summit on the Information Society)

2007年：GSA (Global Cybersecurity Agenda) by ITU

「サイバーセキュリティ準備指標 (Cybersecurity Readiness Index)」

「発展途上国向けサイバーセキュリティガイド (2009年)」

「世界サイバーセキュリティ指標及びサイバー健康プロフィール報告」(2015年)

cf. ITU 第17研究委員会における国際標準の策定 (2001年～)

2011年：サイバー空間に関する世界会議（GCCS: Global Conference on Cyber Space）  
マルチステークホルダーにより能力構築支援を行う組織として GFCE（Global Forum on Cyber Expertise）設置@2015年ハーグ

欧州評議会（Council of Europe）－2001年サイバー犯罪条約採択  
国連政府専門家会合（GGE: Group of Governmental Experts）設置  
2004年1次、2009年2次、2011年3次、2013年4次、5次  
第3次、第4次報告においては実質的合意進展

#### G7

2016年 「サイバーに関する G7 の原則と行動」  
2017年 「サイバー空間における責任ある国家の行動に関する G7 宣言」

民間組織の役割

1988年 CERT/CC（Computer Emergency Response Team/ Coordination Center）@米  
1990年 FIRST（Forum of Incident Response and Security Teams）

#### 14-3 国際的調和化と差異化のダイナミズム

（1）分野別の政府間調整枠組み

<自動車安全・環境基準>

国連欧州経済委員会（UNECE）第29作業部会（WP29）

1958年：自動車及び部品の認証とその相互承認の統一条件に関する協定－1995年に改正  
<食品安全基準>

Codex 委員会：FAO（国連食糧農業機関）と WHO（世界保健機関）の共同プログラム

1995年：「Codex 決定過程における科学の役割とその他の考慮事項に関する原則」

専門家による科学的アドバイスを挿入する科学的諮問機関－JECFA（FAO/WHO Expert Committee on Food Additives）、JMPR（Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues）

WTO/SPS 協定

（2）産業界主導による国際調和化のメカニズム－自動車安全・環境基準の場合

<初期環境規制の日米欧間の差異と最近の収斂>

<産業界主導の国際調和化>

TABD（Trans Atlantic Business Dialogue）

三極作業グループ（Trilateral Working Group）

「世界規模の燃料品質に関する提言（World-Wide Fuel Charter）」（世界燃料憲章）

<国連欧州経済委員会第29作業部会の再発見>

CIのような国際消費者団体も第29作業部会のプロセスに参加

グローバルアグリーメント

第1条1.5：「この協定の結果、各締約国の管轄内あるいはその地方政府の管轄内の既存のレベルを低下させないようにする」

（3）不確実性・価値等を巡る判断と差異持続のメカニズム－食品安全基準の場合

<ホルモン牛事例－科学的な不確実性を巡る争いの持続>

1995年 Codex 委員会：33カ国賛成、29カ国反対、7カ国棄権という僅差で、勧告が承認

1996年：アメリカが SPS 協定に基づき WTO パネルに EU のホルモン牛事例を提訴

1998年：上級委員会報告

ある専門家によって表明された1つの異論は、他の科学研究において到達しているそれに反する結論を覆すほど「合理的に十分（reasonably sufficient）」なものではない

リスク評価が「関連する科学者共同体の多数の見解（the view of a majority of the relevant

scientific community)」のみを採用することを求めているわけではない  
「異論ではあるが有力な尊敬される研究 (divergent opinion coming from qualified and respected sources)」に基づいて行動することもありうる  
EU はパネルで敗れたが、食品安全基準を変更することはなかった  
<BST 事例－考慮すべき価値・要因の範囲を巡って>  
動物の健康影響－カナダ、EU1999 年：Codex 委員会－事実上無期延期を  
(4) 分野間比較と WTO 協定・国際基準運用の課題  
SPS 協定の現実の運用におけるは限界  
Codex 委員会の内部プロセスに対する大きなインパクト  
専門家の選択の問題

#### 14-4 国際規制活動の行方

- (1) 国内規制への介入形態の変容  
Cf. TBT/SPS 委員会、規制整合 (Regulatory Coherence)
- (2) プロセス透明化の必要－分野別の実質的特性を可視化していく必要
- (3) 国際的規制への国内対応体制 cf. 人材育成